

## 大阪府入札参加資格審査要綱第5条に規定する資格審査に係る取扱指針

### 1. 趣旨

大阪府入札参加資格審査要綱第5条に規定する資格審査を行うにあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「令」という。)第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた入札参加に必要な資格要件のうち、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者について定める。

### 2. 該当すると認められる者

(1) 入札参加停止措置を受けている者

(2) 入札参加停止措置を受けていない者であっても、入札参加資格審査申請日において、大阪府入札参加停止要綱(以下「要綱」という。)別表各号に定める措置要件に該当し、事実発生日から当該要件に定める期間(措置期間に長期と短期があるときは原則短期とし、特段の事情がある場合は短期以外の期間)を経過していない者は、「令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者」として取り扱う。なお、要綱における「入札参加資格者」は「入札参加資格審査申請者」と読み替えることとし、事実発生日は、行政庁からの処分日や逮捕日等、その措置要件に該当する事実が発生した日とする。

### 附 則

本取扱指針は、令和8年7月1日から施行する。